

子ども発達支援センター愛の保育所等訪問支援を利用されている皆様  
 本年10月より利用者負担金の改定があります

本年10月の消費税率改定に伴い、10月より保育所等訪問支援の報酬単価の改定が実施され、一日当たりの利用料が下表のとおり変わります。

発達支援サービスの無償化も本年10月から実施されることになり、本年4月2日時点で年齢が3歳から5歳までのお子さんは、おやつ代などを除く利用者負担金がすべて無料となりますが、本年4月2日時点で年齢が3歳未満のお子さんは、一日当たりの利用料が変更になります。

負担上限額は据え置きになっていますので、多くの方は実質負担額が変わりませんが、利用日数の少ない方の中には負担金が高くなることが予想されます。

ご出費の多い中とは存じますが、どうぞよろしくお願ひします。

☆ 表1 報酬単価の改定（1単位10円）

	旧		10月より
A. 基本分単価	988 単位	→	991 単位
B. 訪問支援員特別加算	679 単位	→	変更なし
C. 初回加算	200 単位	→	変更なし
D. 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	総単位×3.2%	→	変更なし
E. 福祉・介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ）	新設	→	総単位×5.1%

※ 利用実績により家庭連携加算（187単位）、上限額管理加算（150単位）等を請求させていただきますことがあります

☆ 表2 所得階層別一回当たりの標準的な利用料

階 層 区 分	一月あたりの負担上限額	一日当たりの利用料		
		3歳未満、学齢児の方		3歳以上6歳未満の方
		旧	10月より	10月より
生 活 保 護	0円	0円	0円	0円
低 所 得 1	0円	0円	0円	0円
低 所 得 2	円	0円	0円	0円
一般課税（所得割あり）	4,600円	1,720円	1,776円	0円
一 般 課 税	37,200円			0円